

水道工事課内検査基準の改正について

令和8年4月

水道課計画係

1. 水道工事課内検査基準の改正について

伊丹市上下水道局では、令和8年4月より伊丹市上下水道局水道工事課内検査事務取扱要領を廃止するとともに、水道工事課内検査基準の改正を行いました。主な改正内容は、次の各号に示す通りです。なお、誤字脱字又は字句の表現の修正等、軽微な修正については、本件に記載しておりませんので、適宜、改正後の基準をご確認ください。

2. 主な改正内容

① 第1章 概要

(1) 1-4. 事例紹介 3) 調査区間 (p.4)

- ・ 図1-1について追加

② 第2章 水道工事課内検査基準

(1) 2-2. 水道工事における課内検査 4) 検査の手続き (p.9)

- ・ 検査の手続きについて記載

(2) 2-3. 課内検査マニュアル 1) バルブ検査 (p.11 ~ p.14)

- ・ 是正（手直し）についての記載を削除
- ・ 管理 No キャップに係る鉄蓋の養生等（舗装復旧時）について追記
- ・ 表2-3について追加

(3) 2-3. 課内検査マニュアル 2) 消火栓検査 (p.15 ~ p.17)

- ・ 是正（手直し）についての記載を削除
- ・ 管理 No キャップに係る鉄蓋の養生等（舗装復旧時）について追記

(4) 2-3. 課内検査マニュアル 3) 空気弁検査 (p.18 ~ p.19)

- ・ 是正（手直し）についての記載を削除

(5) 2-4. 検査の立会い (p.20)

- ・ 検査の立会について記載

(6) 2-5. 是正報告等 (p.20)

- ・ 是正（手直し）の要否について記載